

|| サリーレグループ

# NEWS LETTER

MANAGEMENT SERVICE



[ 9 ]  
2023

2023年9月号のニュースレターをお届けします。  
掲載内容に関してご不明な点等があれば、  
当事務所までお問い合わせください。



日本公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス対策経融資  
医療法人の経営情報の報告を義務付け  
マイナンバーカードでの被保険者確認と窓口における対応  
改めて見直したい永年勤続表彰金の取扱い  
Chat GPT とは？  
東京地裁 交際費等を巡る事件で国が一部敗訴  
M & A 譲渡し情報

# 日本公庫及び沖縄公庫による 新型コロナウイルス対策経融資

生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げ。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長。

### 【ご利用いただける方】

- ①最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方
- ②前5年全ての同期との比較が望ましくない場合であって、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
  - a 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高
  - b 令和元年12月の売上高
  - c 令和元年10月～12月の平均売上高
- ③債務負担が重くなっている方（債務償還年数13年以上）

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）

【融資限度額】別枠1,000万円

【金利】1.07%（令和5年7月3日時点）より当初3年間、▲0.9%

※利下げ限度額は「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」および「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」との合計で6,000万円となります。

※前5年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

### 【お問合せ先】



#### 平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

# 医療法人の経営情報の報告を義務付け

## 8月以降に決算期を迎える医療法人から適用

令和5年8月1日以降に決算期を迎える医療法人について、毎会計年度終了後、原則3か月以内に経営情報を都道府県に報告することが義務付けられた。複数の病院等を経営する医療法人は施設ごとの経営情報を報告しなければならない。税理士等が医療法人から委託を受けて報告を行うことも想定される。

### 病院等ごとの収益・費用を報告

令和5年5月19日に公布された、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、医療法が一部見直され、原則としてすべての医療法人に対し、経営情報として病院と診療所における収益及び費用などの都道府県への報告が義務付けられることになった（医療法69の2②）。例外として、いわゆる四段階税制を適用した小規模な医療法人は除かれるものの、令和5年3月31日時点で医療法人は約5万8,000法人あり、そのほとんどが対象となるという。

報告事項の詳細等が7月31日公布・8月1日施行の医療法施行規則で定められ、併せて各都道府県宛ての事務連絡や厚労省HPにおいて報告書の様式等が示された（厚労省「『医療法人に関する情報の調査及び分析等』の取扱いについて」（令和5年7月31日））。

主な報告事項は【参考】のとおり。医業収益の内容は、入院診療収益、室料差額収益、外来診療収益等、医業費用の内容は、材料費、給与費、委託費、設備関係費（減価償却費・器機賃借料）、研究研修費等を指す。病院か診療所かで必須項目・任意項目に異なる点があるためよく確認されたい。こうした経営状況に関する情報のほか、任意項目として職種別の給与総額及びその人数に関する情報も求められる。複数の病院や診療所を経営する

医療法人は、施設ごとの情報を報告する必要がある。

なお、令和5年8月1日から令和6年7月31日までの間に終了する会計年度に係る報告については、経過措置として一部の報告事項を省略した様式を用いることもできる。

### 【参考】主な報告事項

#### ●経営状況に関する情報

医業収益、医業費用、医業利益（又は医業損失）、医業外収益、医業外費用、経常利益（又は経常損失）、臨時収益、臨時費用、税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）、法人税等、当期純利益（又は当期純損失）

#### ●職種別給与情報に関する情報（任意）

職種別の給与総額及びその人数

### 年度末から3か月以内に報告を

経営情報の報告義務付けは、令和5年8月1日以降に決算期を迎える医療法人から対象となる。毎会計年度終了後、3か月以内（一定の大規模な医療法人は4か月以内）に都道府県へ報告しなければならない（医療規38の5①）。例えば、令和5年8月末決算の医療法人の場合、原則は同11月末が報告期限となる。

報告方法は、毎年事業報告書等の提出でも利用されている「医療機関等情報支援システム（G-MIS）」によるか、郵送も可能だ。報告された経営情報は、国の管理下でデータベース化される。

# マイナンバーカードでの 被保険者確認と窓口における対応

健康保険証とマイナンバーカードの一体化が始まり、医療機関や薬局（以下、「医療機関等」という）の窓口で、マイナンバーカードによる健康保険の被保険者や被扶養者資格の確認が始まっています（オンライン資格確認）。そこで、現段階でオンライン資格確認を行ったときに発生する課題とその対応について確認します。

## 資格確認端末における表示

医療機関等の窓口では、資格確認端末にマイナンバーカードを置いたり、かざしたりすることでオンライン資格確認を行いますが、被保険者や被扶養者資格があるにも関わらず「資格（無効）」、「資格情報なし」と表示されることがあります。

表示される理由は複数ありますが、例えば転職により、転職先での資格取得手続きを行っているものの、オンライン資格確認の時点では、資格情報が登録されていないようなケースがあります。

## 資格確認ができないときの対応

資格確認ができないときは医療機関等の窓口において、本来、医療費の全額（10割）を支払い、後日、協会けんぽ等の保険者に一部負担金を除いた額を請求する必要がありますが、従業員や家族が一時的に医療費を立て替える負担は小さくありません。そこで、オンライン資格確認ができない場合の対応として、統一した取扱いが示されています。

具体的には、医療機関等にある機器が不良でオンライン資格の確認ができない場合、従業員や家族が持っているスマートフォン等からマイナポータルにアクセスして資格情報の画面を

提示したり、健康保険証を持参しているときにはそれを提示したりすること等により資格確認を行うことができます。

このような確認ができないときには、マイナンバーカードにある氏名や生年月日等の情報、連絡先、加入している保険者等に関する事項等を「被保険者資格申立書」に記入することで、一部負担金の支払いとすることができます。

なお、被保険者資格申立書は医療機関等の窓口にて用意されており、場合によっては口頭確認のみで済むこともあるかもしれません。

## 会社に求められる対応

本来は資格取得手続きをすることで、被保険者等の情報が、速やかに登録されるのであれば、このような課題は解消されるものですが、それまでの期間について従業員に以下のようなアナウンスをあらかじめしておくといでしょう。

- オンライン資格確認をする際にはデータ登録の関係上、医療機関等で「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示される場合がある
- 医療機関等の機器不良等によりオンライン資格確認ができないことがある
- オンライン資格確認ができないときには、「被保険者資格申立書」の提出等により一部負担金の支払いで済むことがある

今後もマイナンバーカードの活用においては、様々な課題が発生するかもしれません。情報収集をして、必要な情報を従業員に提供できるようにしておきましょう。

# 改めて見直したい永年勤続表彰金の取扱い

長期勤続をした従業員に対し、褒賞金（永年勤続表彰金）を支給したり、特別休暇を付与したりすることがあります。福利厚生の一環として行われることが多い制度ですが、制度を運用する上で、社会保険料や所得税の取扱いに注意すべき点があるため、以下で確認します。

## 社会保険の取扱い

社会保険（健康保険・厚生年金保険）では、労働の対償として経常的かつ実質的に受けるもので、被保険者の通常の生計に充てられるすべてのものを「報酬等」として扱います。

2023年6月27日に「標準報酬月額の時決定及び随時改定の事務取扱いに関する事例集」が改正され、永年勤続表彰金について、以下の要件をすべて満たすような支給形態であれば、恩恵的に支給されるものとして、原則として報酬等に該当しないことが示されました。

### ① 表彰の目的

企業の福利厚生施策又は長期勤続の奨励策として実施するもの。なお、支給に併せてリフレッシュ休暇が付与されるような場合は、より福利厚生としての側面が強いと判断される。

### ② 表彰の基準

勤続年数のみを要件として一律に支給されるもの。

### ③ 支給の形態

社会通念上いわゆるお祝い金の範囲を超えていないものであって、表彰の間隔が概ね5年以上のもの。

なお、これらの要件を一つでも満たさないことをもって、直ちに報酬等と判断するのではなく、その性質について十分確認した上で、総合的に判断するとされています。

## 労働保険の取扱い

労働保険では、賃金、手当、賞与、その他名称を問わず、労働の対償として会社が従業員に支払うすべてのものを賃金として扱います。

賃金とするもの、賃金としないものは具体的に列挙されており、「勤続褒賞金」は、労働協約・就業規則等の定めがあるか否かを問わず、賃金としないとされています。永年勤続表彰金とは名称が異なりますが、勤続褒賞金と同義と考えられますので、賃金として扱わなくてもよいでしょう。

## 所得税の取扱い

所得税については、国税庁のホームページで、以下のように示されています。

創業記念で支給する記念品や永年にわたって勤務している人の表彰に当たって支給する記念品などは、次に掲げる要件（※）をすべて満たしていれば、給与として課税しなくてもよいことになっています。

なお、記念品の支給や旅行や観劇への招待費用の負担に代えて現金、商品券などを支給する場合には、その全額（商品券の場合は券面額）が給与として課税されます。

※要件の記載は省略しています。

支給目的は同じであっても、それぞれの法令で取扱いが異なります。適切な運用がされているか、この機会に振り返ってみるとよいでしょう。

# ChatGPTとは？

昨年末に公開され、ネット上の話題となったChatGPT。現在でも色々な点で話題に上がります。改めてChatGPTとは何かを解説します。

## ChatGPTとは？

ChatGPTは2022年11月に公開されたネットサービスです。全世界でのユーザー登録数1億人までの期間が約2ヶ月と、当時としては異例の早さでした。この状況をみるだけでも、ChatGPTの注目度の高さがうかがえます。

ChatGPTの主な機能は、学習した内容に基づき利用者とサービス間でチャットを行うことです。

何か言葉をサービスに投げ掛け、その返答を受け取ることができます。従来のチャットサービスのイメージは、想定される質問に対して、予めサービスが決めた回答を返すものを想像する方が多いと思います。このため、利用者自身が、上手に言葉を選ぶ必要がありました。

これに対しChatGPTは、投げ掛けられた言葉の解析、及び作成された回答の内容が従来のものより正確で、回答文書の言葉使いが自然に感じられるといわれており、機能の優れた点が感じられます。

## 利用上の注意

ChatGPTは一見優れていますが、質問に対する回答が正しいことを保証するものではありません。特に、無料のプランで提供される質問の解析能力と回答の作成能力は、一定以上の“でき”は期待できませんが、別途その内容を確認した方がよいでしょう。

より正確な回答を得たいと考える場合には、

有料プランを利用する方がよいといわれています。有料プランでは、より高度な解析能力を利用することで、より間違いの少ない回答を得ることが期待できます。

## 個人情報が漏洩する可能性

ChatGPTは学習する旨をここまで記述していますが、この学習のベースとなる情報はどこから入手しているのでしょうか。1つはネット上の情報ですが、もう1つはサービス利用者が投げ掛けたチャットの内容そのものです。

そのため、利用者本人の個人的な情報や勤め先の内部情報を含んだ内容などを書き込むと、ChatGPTはこれを利用した回答用の情報を産み出します。別の利用者の投げ掛けに対して、ChatGPTが上記を含んだ回答がよいと判断した場合には、これを返してしまいます。

このような情報利用があるため、一部の企業や国では、ChatGPTの利用そのものを禁止・遮断して、情報が漏洩しないよう対応を開始しています。この点は個人利用の場合でも、十分注意する必要があります。

## ChatGPTの使い方

ChatGPTの利用は、下記URLからアカウントを作成した後、ログインして利用を開始してください。まだ利用したことのない方は、一度試してみたいかがでしょうか。

ChatGPT  
<https://openai.com/blog/chatgpt>

# 東京地裁 交際費等を巡る事件で国が一部敗訴

## 飲食代金等に係る交際費等の該当性の解釈等を示す

東京地方裁判所（民事第3部：市原義孝裁判長）は5月12日、広告業等を営む法人2社（原告）の代表者が支出した飲食等の代金が、中小法人損金算入特例の対象となる「交際費等」に該当するか否か等を巡り争われた事件について、原告の請求の一部を認めた（令和元年（行ウ）第607号等）。

### 原告2社の代表者がクレジットカード等で飲食代金を支払

本件の原告は、広告業や飲食店等を営むX社（6月決算法人）とY社（10月決算法人）であり、いずれも資本金1億円以下の中小法人に該当する。

X社とY社の代表取締役を務める代表者甲氏は、平成25年7月から平成28年10月末（X社の平成26年6月期～平成28年6月期、Y社の平成26年10月期～平成28年10月期、以下、本件各事業年度）までの間に、写真家A氏と建築家B氏、クラブ経営者C氏、バー経営者D氏、飲食プロデューサーE氏らと飲食等を行い、各代金（各支出）を現金又は代表者甲氏名義のクレジットカードで支払っていた。

X社とY社は、各支出が交際費等として損金算入できることを前提に本件各事業年度の法人税等の確定申告を行ったところ、国が、**実地調査で各支出は交際費等に該当しないなどと指摘**。X社とY社は、一旦は修正申告を【参考1】交際費等の損金不算入制度（措法61の4）

法人が支出する交際費等（交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの）の額は、原則、損金不算入となる。

〈中小法人損金算入特例〉…資本金1億円以下の中小法人は、定額控除限度額（年800万円）以内の交際費等の損金算入が認められる。

行ったものの、その後、交際費等に該当するとして更正の請求を行い、国が更正をすべき理由がない旨の各通知処分を行ったことで争いとなった。主な争点は、各支出の交際費等の該当性である。

なお、X社とY社は、各支出に関して帳簿書類等に一定事項の記載等をしていなかったため、接待飲食費の50%損金算入特例の適用は認められず、本件では、中小法人損金算入特例の対象となる交際費等に該当するか否かが問題となっている。

### 東京地裁 各支出のうち一部は交際費等に該当

東京地裁は、まず、法人が支出した飲食等の代金が交際費等に該当するといえるためには、「その支出に係る飲食等の日時が特定されていることを前提に、その支出の相手方が事業に関係のある者等であること、その支出の目的が相手方との親睦を密にして取引関係の円滑な進行を図ることにあること、その支出の態様が接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為であることを要するというべきである」とした上で、「その支出の目的が一般的・抽象的なものでは足りず、具体的にその法人の業務と関連性があるものであることを要するというべきである」との解釈を示した。また、X社とY社が、国が行った更正をすべき理由がない旨の各通知処分の取消しを請求する本件では、X社とY社におい

て、各支出がX社とY社の業務との関連で支出された交際費等に該当することを立証すべきとした。

その上で、X社とY社が提出した証拠によれば、【参考2】のとおり、写真家A氏と建築家B氏に係る各支出は、X社とY社の業務と具体的に関連性が認められることなどから交際費等に該当するとして、X社とY社の請求の一部を認めた。一方で、クラブ経営者C氏とバー経営者D氏、飲食プロデューサーE氏に係る各支出は交際費等に該当しないと判断した。

なお、東京地裁は、交際費等の該当性を検

討するに当たり、「法人が支出した個別の飲食等に係る接待交際と、その後、その法人と接待交際の相手方との間で行われた個別具体的な取引・契約等との厳密な結び付きが認められない限り、業務との関連性が認められないと解することは、中小法人損金算入特例において年800万円の定額控除限度額が認められていることや、現実に行われている企業の営業・取引活動の実態にそぐわないものであるといわざるを得ないというべきであり、業務との関連性は【参考2】の写真家A氏と建築家B氏程度の結び付きで足りると解するのが相当である」との解釈も示している。

**【参考2】 東京地裁の各支出に係る交際費等の該当性の判断と主な理由**

| 交際費等に該当     |  |
|-------------|--|
| 写真家A氏       | 代表者甲氏と共に複数の企業の広告作成等の業務に関与し互いに業務を発注する関係にあり、現在も取引関係を継続している。  |
| 建築家B氏       | 代表者甲氏から、X社とY社が経営する飲食店の内装デザインやX社の本店事務所のデザインなどを依頼されていた。また、建築家B氏から代表者甲氏に会社のロゴや名刺のデザインを依頼したり、コンペ用のプレゼンボードのデザインを発注したりするなどし、現在も年間5件から10件程度の割合で取引関係が継続している。   |
| 交際費等に非該当    |  |
| クラブ経営者C氏    | 代表者甲氏とクラブ経営者C氏が飲食等をするのが、X社とY社の業務と関連することについて具体的な説明がなく、的確な裏付けもない。単に人脈を広げるという抽象的な必要性があるだけでは、具体的にX社とY社の業務と関連性があるということとはできない。   |
| バー経営者D氏     | 代表者甲氏とバー経営者D氏との飲食等は、そのほとんどがD氏の経営するバーで行われたもので、代表者甲氏は、単にD氏の経営するバーを、客として対価を払って利用していたにとどまるものというべきであり、「接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為」としてこれを行ったものであるとは認められない。代表者甲氏とD氏が飲食等をするのが、X社とY社の業務と関連することについて具体的な説明がなく、的確な裏付けもない。 |
| 飲食プロデューサーE氏 | クラブ経営者C氏と同様の理由等により、X社とY社の業務と関連性が認められない。  |

**ポイント**

本件では、法人の支出した飲食等の代金の交際費等の該当性について、「その支出の目的が一般的・抽象的なものでは足りず、具体的にその法人の業務と関連性があることを要する」との解釈を踏まえ、認定事実を当てはめて判断が行われた。単に人脈を広げるという抽象的なものでは、業務との関連性が認められないと判断された点もポイントだろう。

原告（X社とY社）と国はいずれも控訴しておらず、本件は既に確定している。



# M & A 譲渡シ情報



| 業種                        | 所在地  | 売上高         | 譲渡希望額   |
|---------------------------|------|-------------|---------|
| <b>NEW</b> 法人向けソフトウェア自社開発 | 関東地方 | 3億円～5億円     | 応相談     |
| 小規模多機能型居宅介護事業会社           | 群馬県  | 1億円～2億円     | 応相談     |
| 切削加工・金属加工設計               | 関東地方 | 2億円～3億円     | 6,500万円 |
| 機械・電機・電子部品製造              | 関東地方 | 5,000万円～1億円 | 応相談     |
|                           |      |             |         |
|                           |      |             |         |
|                           |      |             |         |
|                           |      |             |         |
|                           |      |             |         |
|                           |      |             |         |
|                           |      |             |         |
|                           |      |             |         |
|                           |      |             |         |